

教員免許状課程 (教育職員免許法第5条別表第1)

▶▶▶ 教員免許状取得に不足する単位の修得 (教育職員免許法第5条別表第1適用)

出身大学・短期大学において、取得しようとする教員免許状の一部科目(単位)を取り残して卒業した方が、本学で教員免許状を取得するために不足する科目(単位)を修得することにより教員免許状を取得する方法です。

【参考】教育職員免許法第5条別表第1(下表:教育職員免許法施行規則第2条～第7条)

所要資格	免許状の種類		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	特別支援学校	
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種
基礎資格	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。
領域及び保育内容の指導法に関する科目	16	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目	—	—	30	16	28	12	24	—	—	—	—
教育の基礎的理解に関する科目	10	6	10	6	10	6	10	—	—	—	—
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	6	10	6	8	—	—	—	—
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	5	5	3	—	—	—	—
	教職実践演習	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—
大学が独自に設定する科目	14	2	2	2	4	4	12	—	—	—	
特別支援教育に関する科目	—	—	—	—	—	—	—	26	—	16	

※上記表に定める単位数に加えて、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目および小学校・中学校教諭免許状取得の場合、介護等の体験を要する。

履修科目について

教員免許状を取得するために不足する科目(単位)については、必ず本冊子または本学通信教育課程ホームページに掲載の「教員免許状取得にかかる履修指導表」を持参のうえ、**出身大学・短期大学で指導**を受けてください。本学では**新法(平成28年改正法)における科目の履修**となります。**入学後、履修する科目の変更はできません。**

本学開講科目は、以下のページを確認してください。

●幼稚園教諭免許状

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」⇒p.102参照

●小学校教諭免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」⇒p.103参照

●中学校・高等学校教諭免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」⇒pp.104～113参照

「教育の基礎的理解に関する科目等」⇒pp.114～115参照

●幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭免許状(共通)

「大学が独自に設定する科目」⇒p.116参照

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」⇒p.116参照

●特別支援学校教諭免許状

「特別支援教育に関する科目」⇒p.117参照

本学通信教育課程の学部(本科)または課程本科に以前在籍していた方が、不足する単位を修得し免許状を取得する場合は、本学通信教育課程事務局で履修指導を行います。履修指導を希望する場合は、本学通信教育課程ホームページの「お問い合わせ」→「入学前ご質問フォーム」より在籍当時の学籍番号を明記してお問い合わせください。当時の学籍番号が不明な場合は、**本人確認のため、生年月日・在籍当時のお名前・ご住所・在籍期間(わかる範囲で)**を質問内容に入力のうえ、お問い合わせください。

履修指導には時間を要しますので余裕をもってお問い合わせください。

注意事項

- 「教育実習指導」、「教育実習」、「介護等体験指導」、「介護等体験」、「教職実践演習」、「社会福祉総合実習」は、科目履修コースで開講していません(登録・履修不可)。当該科目の履修が必要な場合は、学部(本科)または課程本科へ入学してください。
- 授与申請について、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に個人での申請を行ってください。
- 「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。
- 出身大学・短期大学で旧法(平成20年改正法以前)で必要科目を修得している場合、必ず新法(平成28年改正法)に読み替えて不足する科目を登録してください。**

開講科目

教員免許状課程 (教育職員免許法第6条別表第3)

▶▶▶ 所持する教員免許状を上位の免許状にする (教育職員免許法第6条別表第3適用)

現在、所持する教員免許状 (中学校・高等学校の場合は該当教科) における教員としての在職年数に応じて、本学にて必要科目 (単位) を修得し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて所持している教員免許状を上位の免許状に上進する方法です。

【参考】教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

要件	幼稚園		小学校		中学校		高等学校
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種
所有する免許状	2種	臨免	2種	臨免	2種	臨免	臨免
必要在職年数	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年
最低修得単位数	在職年数により異なる (都道府県教育委員会の指示に従うこと)						

履修科目について

当該法令に定める必要在職年数ならびに修得を必要とする科目 (単位) の確認については、都道府県教育委員会 (現職の方は勤務する学校所在地、現職でない方は居住地) で必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、必ずこの冊子を提示し指導を受けてください。

入学後、履修する科目の変更はできません。

本学開講科目は、以下のページを確認してください。

●幼稚園教諭免許状

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」 ⇒p.102参照

●小学校教諭免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」 ⇒p.103参照

●中学校・高等学校教諭免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」 ⇒pp.104~113参照

「教育の基礎的理解に関する科目等」 ⇒pp.114~115参照

●幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭免許状 (共通)

「大学が独自に設定する科目」 ⇒p.116参照

※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。

注意事項

- 「教育実習指導」、「教育実習」、「介護等体験指導」、「介護等体験」、「教職実践演習」、「社会福祉総合実習」は、科目履修コースで開講していません (登録・履修不可)。当該科目の履修が必要な場合は、学部 (本科) または課程本科へ入学してください。
- 在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- 2種免許状を所持している方のうち、4年制大学卒業 (学士の学位を所持) で在職年数が少ない場合、「教育職員免許法第5条別表第1」を取得根拠とすることにより履修科目 (単位) 数が少なくなる場合があります。
- 基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。
- 授与申請について、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に個人での申請を行ってください。
- 「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。

教員免許状課程 (教育職員免許法第6条別表第7)

▶▶▶ 特別支援学校教諭免許状の取得・上位の免許状にする (教育職員免許法第6条別表第7適用)

以下①・②のいずれかに該当する方が、本学で必要科目(単位)を修得し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて特別支援学校教諭免許状を取得する方法です。

- ①幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状を所持し、最低3年以上、所持する教員免許状の学校教員として在職年数のある方が、特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合
- ②特別支援学校教諭2種免許状を所持し、最低3年以上、特別支援学校の教員として在職年数のある方が、特別支援学校教諭1種免許状を取得する場合

【参考】教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

要件	取得希望免許状	特別支援学校教諭	
		1種	2種
所有する免許状		特別支援学校教諭2種免許状	小学校・中学校・高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状
必要在職年数		3年(特別支援学校に限る)	3年
最低修得単位数		6単位	6単位

履修科目について

当該法令に定める**必要在職年数**ならびに**修得を必要とする科目(単位)の確認**については、**都道府県教育委員会**(現職の方は勤務する学校所在地、現職でない方は居住地)で**必ず指導を受けてください**。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、この冊子を提示し指導を受けてください。**入学後、履修する科目の変更はできません**。

特別支援学校教諭免許状の本学開講科目は、「特別支援教育に関する科目」を確認してください。⇒p.117参照

※**本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません**。

注意事項

- 在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- 基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。
- 授与申請について、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会に個人での申請を行ってください。
- 「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。
- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教員として勤務経験が一定年数あれば、免許法認定通信教育を受講することで、特別支援学校教諭免許状を取得することが可能です。2025年度は申請予定のため本学通信教育課程ホームページに公開する情報を確認してください。

教員免許状課程 (教育職員免許法第6条別表第4)

▶▶▶ 同校種 (中学校・高等学校) 他教科の免許状の取得 (教育職員免許法第6条別表第4適用)

中学校または高等学校の教員免許状をすでに所持している方が、本学にて必要科目 (単位) を修得し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて所持する教員免許状と同校種他教科の教員免許状を取得する方法です。

【参考】教育職員免許法第6条別表第4 (下表: 教育職員免許法施行規則第15条)

現在所有する免許状		中学校1種・専修免許状	中学校1・2種・専修免許状	高等学校1種・専修免許状
取得可能な免許状の校種		中学校教諭1種免許状	中学校教諭2種免許状	高等学校教諭1種免許状
最低修得単位数	教科に関する専門的事項	20	10	20
	各教科の指導法	8	3	4
	大学が独自に設定する科目	—	—	—

都道府県教育委員会への確認事項および方法について

教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第4を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」および可能な場合の「法定科目区分に対する必要単位」については、所轄 (現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地) の都道府県教育委員会に確認してください。確認方法はp.98を参照してください。

pp.119~127は、教育職員免許法施行規則第15条第1項の表に規定する単位数をもとに作成しているため、当該選択例のとおり履修登録を行った場合でも、申請先の都道府県教育委員会が定める教育職員検定の要件を充足することを確約するものではありませんので留意してください。

※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。

注意事項

- 教育職員免許法第6条別表第4を根拠として教員免許状を取得する場合の法令に定める最低修得単位数は、上記の表に掲載している通りですが、pp.119~127に掲載する表には、その最低修得単位数を超えて修得が必要な教科があります。これは、教員免許状を取得するために、法定科目の各系列において本学が○印を付した必修科目 (一般的包括的内容を含む科目) の単位をすべて修得する必要があります。
- 校種・教科の組み合わせによっては、年間登録単位数の上限 (44単位) を超過することから、教育職員免許法第6条別表第4を根拠に1年では取得することはできない場合がありますが、履修継続手続きならびに科目追加登録手続きを行うことにより、取得可能となります。
- 授与申請について、都道府県教育委員会 (現職の方は勤務する学校の所在地、現職でない方は居住地) に個人での申請を行ってください。
- 「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。

開講科目

教員免許状課程 (教育職員免許法第6条別表第8)

▶▶▶ 所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状を取得する (教育職員免許法第6条別表第8適用)

幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状をすでに所持し、最低3年以上、所定の教員として在職年数のある方が、本学にて必要科目(単位)を修得し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて所持する教員免許状に隣接する校種の教員免許状を取得する方法です。

【参考】教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

取得希望免許状要件	幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状		高等学校教諭 1種免許状
所有する免許状	小学校教諭	幼稚園教諭	中学校教諭	小学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭 (2種を除く)
必要在職年数	3年	3年	3年	3年	3年	3年
最低修得単位数	6単位	13単位	12単位	14単位	9単位	12単位

●教育職員免許法施行規則第18条の2(抜粋)

受けようとする 免許状の種類	有することを 必要とする 学校の免許状	必要 在職年数	最低修得単位数							大学が独自 に設定する 科目
			教科に関する 専門的事項に関する 科目	保育内容の 指導法に関する 科目	各教科の指 導法に関する 科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目				
						道徳の理論 及び指導法	生徒指導の 理論及び 方法	教育相談 (カウンセリングに 関する基礎的な知識を 含む。)の理 論及び方法	進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法	
幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年		6						
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	3年			10		1		2 ※1	
	中学校教諭 普通免許状	3年			10				2 ※1	
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年	10 ※2		2				2 ※1	
	高等学校教諭 普通免許状	3年			2		1		2 ※1	4
高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 普通免許状 (2種免許状を除く。)	3年			2				2 ※1	8

●教育職員免許法施行規則第18条の3(抜粋)

中学校から高等学校	
有している中学校教諭の普通免許状 (二種免許状を除く。)の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許 状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)
宗教	宗教

高等学校から中学校	
有している高等学校教諭の普通免許 状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許 状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。)
宗教	宗教

都道府県教育委員会への確認事項および方法について

教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第8を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」および可能な場合の「法定科目区分に対する必要単位」については、所轄（現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地）の都道府県教育委員会に確認してください。確認方法はp.98を参照してください。

●幼稚園教諭免許状

⇒p.130参照

●小学校教諭免許状

⇒p.130参照

●中学校・高等学校教諭免許状

⇒pp.131～141参照

●幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭免許状（共通）「大学が独自に設定する科目」

⇒p.116参照

※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。

※1:小学校、中学校または高等学校の各教員免許状を取得する場合

「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の最低単位数は2単位ですが、本学では、「生徒指導・進路指導の理論及び方法」および「教育相談の理論及び方法」の2科目4単位を修得しなければ、教育職員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分のすべてを満たすことにはなりません。

※2:小学校教諭普通免許状を所持する方が中学校教諭2種免許状を取得する場合

「教科に関する専門的事項」は、必ず当該教科における法定科目の各系列において○印がついている必修科目（一般的包括的内容を含む科目）のすべてを含み10単位以上修得してください。

注意事項

- 在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- 基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。
- 授与申請について、都道府県教育委員会（現職の方は勤務する学校所在地、現職でない方は居住地）に個人での申請を行ってください。
- 「教育職員免許状取得見込証明書」の発行はできません。
- 所定の教員として勤務経験が一定年数あれば、免許法認定通信教育を受講することで、小学校教諭2種免許状を取得することが可能です。本学通信教育課程ホームページに公開する情報を確認してください。